

手形貸付期限延長にかかる 手数料のお知らせ

当組合では手形貸付の期限延長について所定の審査で取扱いしております。この度、この審査にかかる事務負担などから次のように徴収させていただきます。

1. 対象となるご融資

手形貸付

※住宅ローン、賃収物件、事業性設備資金にかかるつなぎ融資
および預金担保貸付は除きます。

2. 対象取引

期限延長、回収新規による実質的な期限延長

3. 手形貸付延長手数料

1 回につき

11,000 円(消費税を含む)

4. 実施日

令和7年10月1日(水)

※実施日前に実行した既存の手形貸付も対象となります。

ご不明な点がございましたら、窓口でおたずねください。